

国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用案内

■図書館向けデジタル化資料送信サービスとは

・「デジタル化資料送信サービス」(送信サービス)は、国立国会図書館でデジタル化した図書や雑誌のうち、絶版などで現在手に入らないものについて、国立国会図書館の承認を受けた目白大学岩槻図書館で閲覧・複写ができるサービスです。

■対象資料

・国立国会図書館がデジタル化した資料(国立国会図書館デジタルコレクション)のうち、公開範囲が「国立国会図書館／図書館送信限定資料」図書(56万点)・古典籍(2万点)・雑誌(80万点)・博士論文(12万点)・脚本その他(少数)の計約150万点(平成30年1月時点)です。

※「インターネット公開資料」と「国立国会図書館限定資料」は対象ではありません。

■利用対象者

本学学生および学校法人目白学園の教職員(専任、交換・客員、非常勤、嘱託・臨時教職員、派遣職員)

※学外者の方(卒業生含む)は利用できません。

■利用場所

- ・目白大学岩槻図書館1階 閲覧(検索)専用端末1台

■利用時間

- ・平日(月～金)9:00-16:30／土日は利用不可

※閲覧(検索)専用端末は1台のみのため、長時間の利用はお控えください。

■閲覧(検索)したい場合

・閲覧(検索)専用端末に設置されている「国立国会図書館<デジタル化資料送信サービス>閲覧(検索)申込書」の各項目を記入して、岩槻図書館カウンターに提出してください。その際は必ず**学生証**または**教職員証(非常勤の方は図書館利用証)**をご提示ください。

・閲覧(検索)専用端末で図書館員がログイン後、ご利用いただけます。利用者自身がログインすることはできません。また、閲覧(検索)専用端末以外で端末では閲覧できません。

・利用方法や閲覧範囲等は[こちら](#)をご覧ください。閲覧(検索)専用端末にも設置してあります。

・閲覧(検索)専用端末では複写はできません。複写希望の場合は次項目の「複写希望の場合」をご覧ください。

・閲覧が終了しましたら速やかに図書館カウンターへお知らせください。

■複写希望の場合

・「国立国会図書館／図書館送信限定」の資料は調査研究の目的に限り、著作権法の範囲以内で印刷できます。

<複写するために必要なもの>

- ① 「国立国会図書館<デジタル化資料送信サービス>文献複写申込書」1 文献 1 枚
- ② 「複写に必要な枚数分の用紙」1 コマ 1 枚(印刷用紙は各自でご用意ください。)

・閲覧(検索)専用端末に設置されている「国立国会図書館<デジタル化資料送信サービス>文献複写申込書」の各項目に記入し、**複写に必要な枚数分の白紙用紙を持って**岩槻図書館カウンターへお申し込みください。

※お急ぎの場合は通信欄にその旨ご記入いただき、申込時にカウンタースタッフに伝えてください。

※用紙は印刷用の白紙用紙をお願いします。

※本学で所蔵している資料の場合は本学の資料をご利用ください。

- ・図書館員が利用者から受け取った用紙を使って複写作業を行います。

※サービス対象外の資料「国立国会図書館限定」の資料を入手したい場合は目白大学図書館システム(Meji-Cats)から利用者サービス内の文献複写申込み(有料)をご利用ください。その際は備考欄に「国立国会図書館デジタルサービス」と入力してください。

■複写物のお渡し

- ・複写物は**翌開館日以降**に岩槻図書館カウンターにてお渡しします。

・複写物の準備ができましたら、提出された「国立国会図書館<デジタル化資料送信サービス>文献複写申込書」に記載されている連絡先にお知らせいたします。

■利用上の注意

・閲覧用端末に利用者が持ちこんだ機器(ノート PC、USB フラッシュメモリ等の外部記憶装置等)を接続することはできません。

- ・閲覧用端末の画面をカメラ等で撮影することはできません。

- ・画面キャプチャまたは資料の電子ファイルを取得することはできません。

ご不明な点がございましたら図書館カウンターにお尋ねください。

2018 年 9 月 24 日